

平成 27 年度

国民健康保険税の仮算定

国民健康保険税の仮算定を行います。
収入が 0 円でも申告が必要です。

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 3 3 - 4 1 1 3
各支所健康福祉地域事務所



対象者には納税通知書を送付します

平成 27 年度の国民健康保険税（仮算定）の納税通知書を、4 月中旬頃までに、世帯主宛に送付します。世帯主自身が国保加入者でなくても、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者です。

▼普通徴収世帯

（納付書や口座振替の人）

仮算定期間は 1 ～ 3 期です。税額は、平成 26 年度国保税年額の 12 分の 1 相当額を各 1 期分の税額として算定します。

仮算定	4 月	1 期
	5 月	2 期
	6 月	3 期
本算定	7 月	4 期
	8 月	5 期
	9 月	6 期
	3 月	12 期



▼特別徴収世帯

（年金差引の人）

仮算定期間は 1 ～ 3 期です。税額は原則として、平成 26 年度国保税年額の 6 分の 1 相当額を各 1 期分の税額として算定します。

仮算定	4 月	1 期
	6 月	2 期
	8 月	3 期
本算定	10 月	4 期
	12 月	5 期
	2 月	6 期

収入が 0 円でも申告が必要です

国保税の算定や軽減をするために、確定申告や市県民税申告が不要な人でも、国保税の申告が必要な場合があります。

左記以外の人は、たとえ収入が 0 円でも申告が必要です。

- ・ 給与収入者
- ・ ※ 年金受給者
- ・ 確定申告を税務署にした人
- ・ 市県民税の申告を市にした人
- ・ 18 歳未満の人

※ 給与、年金以外に所得がある人は申告が必要。

申告がないと左記のような不利益を生じる場合があります

・ 国保税の算定に用いる所得が分からないため、標準的な課税となり、低所得世帯であっても国保税が軽減されない。

・ 前期高齢者（70 歳～74 歳）の負担割合、食事代減額の判定や高額療養費支給の自己負担限度額の判定ができません。

非自発的に離職した 65 歳未満の人への軽減措置

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した人には、国保税と高額療養費などの自己負担限度額が軽減される場合があります。

国民健康保険の届出をお忘れなく

下記のような場合には、14 日以内に市役所国保ねんきん課または各支所健康福祉地域事務所の窓口へ、必ず届出をお願いします。

■国保に入るとき

- ・ 職場の健康保険などの資格がなくなったとき
- ・ 他の市町村から転入したとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき
- ・ 出生したとき

■国保をやめるとき

- ・ 職場の健康保険などに加入したとき
- ・ 他の市町村へ転出したとき
- ・ 生活保護を受け始めたとき
- ・ 死亡したとき